

基本構想の変更原案作成の考え方

○資料3 基本構想に基づく特定事業の実施状況

- ・ 現行の各地区基本構想に基づく特定事業等の実施状況について、評価を行った。

【事業種別】

- **特定事業**:関係する事業者等に特定事業計画の作成と事業実施の義務が課せられる事業
 - ・公共交通特定事業（駅舎、鉄道車両）
 - ・道路特定事業（道路）
 - ・交通安全特定事業（交差点）
- **その他の事業等**:各地区の特性等を踏まえ定めたバリアフリー化に係る事業
（ノンステップバスの導入、立体横断施設・バスターミナルのバリアフリー化等）

【評価の時点】

令和3年3月末時点の事業の進捗状況

【評価の概要】

評価を行った特定事業のうち駅舎及び道路については、次のとおり、進捗率に応じた段階評価を含めて評価を行っている。

なお、段階評価は進捗率に応じ、以下の5段階とした。

段階評価	進捗率
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

第6回協議会において意見聴取する5地区の評価の概要

● 駅舎

全ての地区の各駅で、全整備項目が「A:整備済み」である。

整備が一定の水準まで進んでおり、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られている。

主な整備項目及び整備内容は次のとおり。

- ・視覚障がい者誘導用ブロック 車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設
- ・エレベーター ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保
- ・トイレ 車いす対応トイレの設置

● 道路

進捗状況は次のとおり（視覚障がい者誘導用ブロックの整備率〔延長ベース〕による評価）

天王寺・阿倍野地区、御幣島地区、大正地区、住之江公園地区の4地区は「A:整備済み」

新大阪地区は整備率が85%で「C:整備が比較的進んでいる」

全て整備済みとはなっていないが、整備は進展し、道路のバリアフリー化整備が着実に
行われている。

評価を行った特定事業のうち交差点については、進捗状況及び評価は次のとおり。

● **交差点**

主要な経路上にある必要な交差点で、音響信号機等の設置が全て完了。

基本構想策定当時と比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が
確保されている。

○資料4 地区の概要

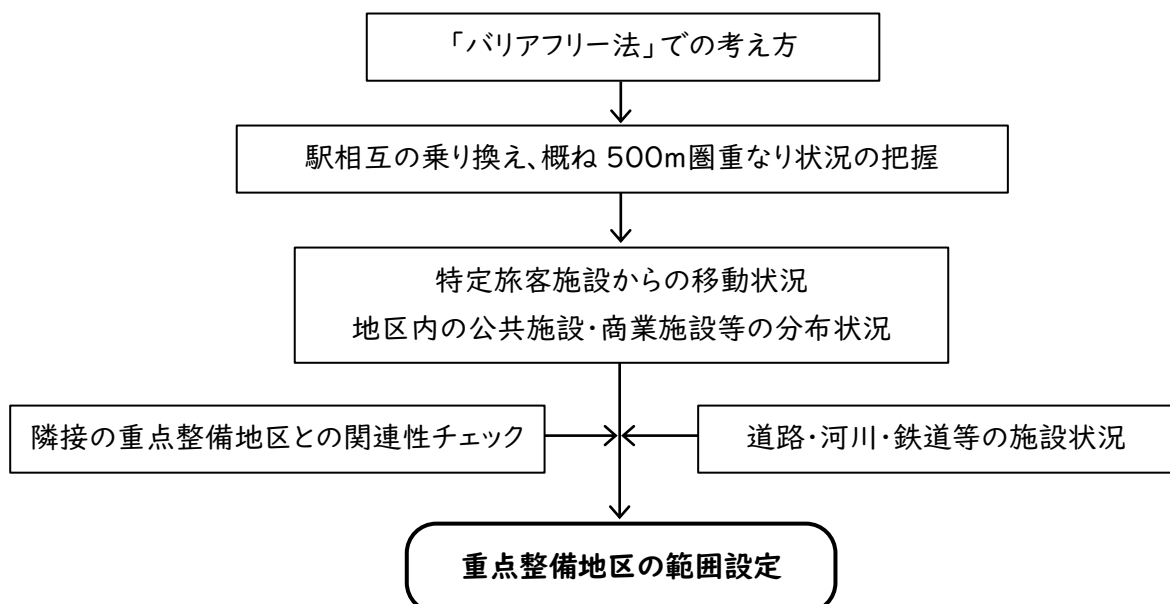
- ・土地利用の変化を踏まえ立地する施設の状況や鉄道駅乗降客数の直近の状況を反映した。

○資料5 地区における重点整備地区の区域設定

- ・大阪市交通バリアフリー基本構想骨子【全地区共通】（以下、「基本構想骨子」という。）で示した考え方を基に、施設の分布状況などを考慮して区域設定した。新大阪地区を除き、現行の基本構想から変更は生じていない。

[参考] 重点整備地区の区域設定の考え方（基本構想骨子 P12）

重点整備地区の区域については、本市では、複数の駅が集中していることから、駅相互の乗り換え状況及び徒歩で移動できる距離を想定して各駅から概ね500m圏の重なり状況、また、駅周辺の公共施設及び商業施設の分布状況やそれらへ至る移動経路の状況を考えながら、道路・河川・鉄道などで設定しています。

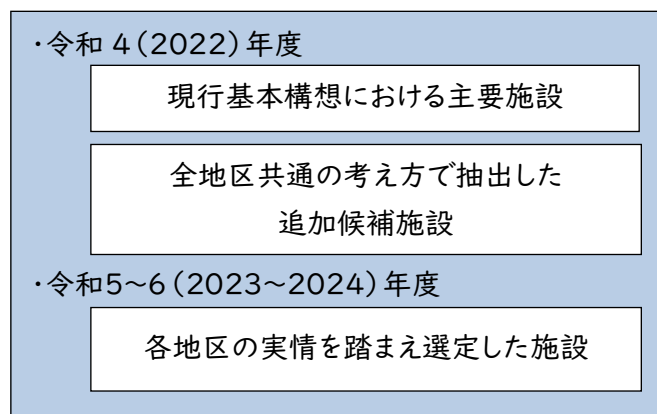


○資料6 生活関連施設及び生活関連経路の設定

<4-1 生活関連施設設定>

- ・ 現行基本構想における現存する「主要施設」に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、全地区共通の考え方で追加候補施設を抽出した。
- ・ 各地区でご意見を伺い、地区の実情を踏まえた生活関連施設の設定を行う。

[参考]施設選定にあたってのフロー（基本構想骨子 P13）



各地区基本構想の生活関連施設として設定

[参考]生活関連施設（全地区共通の考え方で抽出した追加候補施設）（基本構想骨子 P16）

区分	全地区共通の追加抽出の目安
旅客施設	・鉄道駅及びバスターミナル等で利用者数 5,000 人/日以上
官公庁等施設	・行政サービスの窓口機能を有する官公署 日常生活において市民が利用する国・府などの官公署 (福祉施設を除く)
	・郵便局(ゆうゆう窓口のある局)
教育・文化施設	・特別支援学校、大学
	・公共の図書館、博物館、美術館、集会施設等
	・劇場(500 席以上)
医療・福祉施設	・病院、診療所(病床数200床以上)
	・老人福祉施設(入所施設は除く)
	・障がい者福祉施設
	・児童福祉施設
	・その他の関係機関
商業施設	・大規模小売店舗(店舗面積が 6,000 m ² を超えるもの)
宿泊施設	・宿泊室数 300 室以上のホテル
	・まちづくりの視点からエリアに必要として誘導しているホテル(都市再生特別地区、地区計画(再開発促進地区))
公園・運動施設	・都市基幹公園(総合公園等)以上の公園
	・公共の屋内運動施設、遊技場等 (スポーツセンター、体育館、武道館等)

[参考] 各地区における現行基本構想及び抽出後の施設数

地区	現行基本構想の 施設数	抽出後の 施設数
天王寺・阿倍野地区	27	31
新大阪地区	14	25
御幣島地区	13	13
大正地区	5	9
住之江公園地区	13	14

<4-2生活関連経路設定>

- ・ 経路設定については、現行基本構想骨子（P18）に記載のとおり、天王寺・阿倍野地区は現行基本構想の考え方を基本とし、天王寺・阿倍野地区以外の4地区は市域全体としての基本的な考え方を参考とし、各地区の実情に応じた経路設定を行う。

[参考] 各地区における現行基本構想及び抽出後の経路数（路線数）

地区	現行基本構想の 路線数	抽出後の 路線数
天王寺・阿倍野地区	10	11
新大阪地区	20	23
御幣島地区	8	9
大正地区	4	4
住之江公園地区	5	7

○資料7 整備等の内容(鉄道施設、道路・交差点等)

- ・ 第6回協議会において意見聴取する対象

5-4-3 地区における整備等の内容(鉄道施設)
5-6-3 地区における整備等の内容(道路・交差点)

- ・ 基本構想骨子でまとめた整備等の内容について、鉄道施設は各地区の各駅(事業者)の「整備状況と主な整備内容」、「整備時期」、「区分」を作成し、道路・交差点は各地区の「区分」、「整備時期」、「関係者」を作成。

[参考]整備区分と時期(基本構想骨子 P20)

整備区分は次のとおり。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
維持更新	整備済であるが、維持管理時において補修・更新等の機会を捉えて整備を行う事業	必要に応じて実施状況の確認を行う
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

整備時期は次のとおりです。

前期:令和 12(2030)年までに整備

後期:令和 17(2035)年までに整備(検討に時間を要するもの、構造の変更を伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

<5-4-3 鉄道施設>

- ・ 14項目37の整備等の内容について、各駅の整備状況と主な整備内容等を地区毎に一覧で整理した(資料2別紙2)。
- ・ 新たな整備等の内容のうち、主な項目について、整備状況と主な整備内容の概要、検討の方向性は次表のとおり。

● 第6回協議会で意見聴取する5地区の整備状況と主な整備内容の概要

(参考)5地区で15駅が対象

項目	項番	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	区分	整備 時期	整備状況と主な整備の内容の概要 (⇒検討の方向性)
3.案内・誘導	3-2	他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置	○	—	・15駅の整備状況(吊り表示・壁付け・床面表示等を整備済)を記載 ⇒「わかりやすい案内設備」であるかどうかの観点で地区のご意見を伺う
	3-4	異常時に改札付近等における情報の提供	●	前期	・13駅で整備済(改札付近での情報案内ディスプレイ設置等)。令和5年度、2駅で整備予定 ⇒ハード面について整備済。13-2の情報提供の手法の検討とともに、継続した取組が必要
	3-5	移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅(時間帯無人含む)]	●	前期	・対象駅無し
	3-6	多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅(時間帯無人含む)]	●	前期	・対象駅無し
4.切符の購入	4-2	精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討[対象:13駅(天王寺駅前[阪堺]、新大阪[JR 東海]を除く)]	○	—	・11駅の整備状況(点字表記、音声案内、蹴込み等)を記載 ⇒障がい特性に応じた構造・仕様について協議会で検討
	4-3	障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討[対象:14駅(天王寺駅前[阪堺]を除く)]	○	—	・7駅の整備・対応状況(インターフォン、モニター付券売機、有人窓口対応等)を記載。 ⇒障がい特性に応じた仕様について協議会で検討

6. エレベーター	6-3	ホームから公共用通路まで 2 以上の経路の検討[対象:大規模駅]	○	—	・新規項目であるため調整中 ⇒「迂回による過度な負担を生じさせない」という国の基本方針の趣旨を踏まえ地区のご意見を伺う ⇒対象駅や整備内容の考え方を協議会で検討
	6-4	大型化等の検討	○	—	・新規項目であるため調整中 ⇒「すべての利用者が円滑に垂直移動できるよう」という5-4-2「整備等の方針」の趣旨を踏まえ地区のご意見を伺う ⇒整備の方向性を協議会で検討
8. ホームにおける列車の案内	8-2	プラットフォーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示 [対象:14駅(天王寺駅前[阪堺]を除く)]	●	前期	・8駅で整備済。車両規格の統一などの課題により未整備となっている駅については、駅員による介助等で対応
9. 車両とホームとの隙間・段差	9-1	隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	—	・3駅で整備済。5駅で整備予定あり。未整備の駅については車両規格の統一などの課題により継続検討
	9-2	構造上の理由によりプラットフォームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	●	前期	・9-1の隙間等の縮小が未整備の駅のうち、6駅は整備済（注意表示、足元灯等）
10. ホームにおける安全対策	10-1	ホームドア又は可動式ホーム柵の設置 [一部駅]	●	後期	・6駅で整備済。令和6~9年度、4駅で整備予定
11. トイレ	11-2	バリアフリースイールの機能の分散化の検討 [一部駅] [対象:14駅(天王寺駅前駅[阪堺上町線]を除く)]	○	—	・15駅の整備状況（一般トイレへの分散状況）を記載 ⇒大規模な改良時により充実した整備内容となるよう、整備の方向性を協議会で検討

13. 情報提供	13-1	ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	継続実施	—	・各事業者の対応状況（音声読み上げ、文字サイズ切り替え等）を記載 ⇒情報アクセシビリティ確保に向けた取組の方向性について、継続して協議会で検討
	13-2	異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	継続実施	—	・各事業者の対応状況（情報案内ディスプレイ、構内放送等）を記載 ⇒情報アクセシビリティ確保に向けた取組の方向性について、継続して協議会で検討
	13-3	障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	継続実施	—	・各事業者の対応状況（筆談器具、コミュニケーションボード等）を記載 ⇒情報アクセシビリティ確保に向けた取組の方向性について、継続して協議会で検討
14. 心のバリアフリー	14-1	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●※		・各事業者の取組内容（資料2別紙2 鉄道施設の整備等の内容 一覧表（P7）参照）を記載。 ⇒教育啓発特定事業計画の内容（実施予定期間含む）について協議会で検討
	14-2	職員への研修・教育の実施	●※		
	14-3	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	●※ 又は ○		

※：「教育啓発特定事業」として位置付ける

<5-6-3 道路・交差点等>

道路・交差点の主な整備等の内容について、5 地区を一覧で整理した（資料2別紙2）。

基本構想骨子でまとめた項目に加えて、現行の基本構想で各地区の状況に応じて設定している項目について、それぞれの整備時期、区分、関係者等を整理し変更原案とした。主要内容は次のとおり。

○道路[1. 歩道の整備改良、2. 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、6. 駅前広場（バス停・タクシー乗り場）]（維持更新・特定事業）

- ・追加経路について、課題の解決に向けて検討や調整が必要な経路については、後期に整備予定
⇒道路の整備内容において生活関連経路であるが歩道の整備が困難な経路について、安全かつ安心して通行できるような歩行空間確保について、どのような対応を実施できるか検討していく。
⇒駅前広場（バス停・タクシー乗り場）については、各地区の実情を踏まえ検討する。

○交差点[1. 既設信号の改良・改善、2. 横断歩道部への横断支援施設の開発導入]（維持更新）

- ・交差点（音響信号やエスコートゾーンの整備等）の整備内容においては、必要な箇所には整備されているとの判断から「維持更新」としている。
⇒各地区でご意見を伺いながら実現性も考慮し、特定事業化について検討する。

○心のバリアフリー[歩道上障害物や交通マナー向上に対する啓発活動]（特定事業）

- ・心のバリアフリーに関する啓発活動の実施について、教育啓発特定事業として新たに設定した。
⇒教育啓発特定事業計画の内容（実施予定期間含む）について協議会で検討する。